

# 青森県報

第二千七百五十七号

平成十九年  
三月二十二日  
(木曜日)

## 目次

### 規 則

青森県職員委員会規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(環境政策課) ……一

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(同) ……二

潜水調査業務の競争入札参加資格……………(水産振興課) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……八

道路の供用の開始……………(同) ……一〇

### 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……一〇

右 同……………(同) ……一三

大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……一三

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……一三

### 公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通規制課) ……一四

## 規

## 則

青森県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県職員委員会規則の一部を改正する規則

青森県職員委員会規則(昭和三十六年四月青森県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

## 告

## 示

青森県告示第二百三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

奥羽クリーンテクノロジー株式会社

2 住所

八戸市城下四丁目十二番五号

3 代表者の氏名

代表取締役 稲田 稔

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市豊洲三番十九

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ

五 申請年月日

平成十九年一月十二日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十九年三月二十二日から同年四月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年五月五日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

奥羽クリーンテクノロジー株式会社

2 住所

八戸市城下四丁目十二番五号

3 代表者の氏名

代表取締役 稲田 稔

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市豊洲三番十九

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん、感染性産業廃棄物(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

五 申請年月日

平成十九年一月十二日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所  
八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十九年三月二十二日から同年四月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年五月五日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第二百五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が平成十九年六月一日から平成二十一年五月三十一日までの間において、潜水調査業務(水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。)の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法を次のとおり定めたと、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十

一 第三項において準用する第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

2 三に規定する潜水業者資格審査申請書(添付書類を含む。)(の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成十九年四月一日から同年五月一日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)(に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

1 会社概要(第二号様式)

2 経営規模総括表(第三号様式)

3 潜水調査等実績調査(直前二年分)(第四号様式)

4 潜水技術者等経歴書(第五号様式)

5 潜水器具・装置の設備状況(第六号様式)

6 貸借対照表(直前二年の各事業年度における決算によるもの)

7 損益計算書(直前二年の各事業年度における決算によるもの)

8 申請者の登記事項証明書等

9 納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から平

成二十一年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき、又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第一号様式

青森県知事

殿

平成 年 月 日

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

### 潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

# 会社概要

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 設立
- 4 資本金
- 5 営業種目

## 経営規模総括表

商号又は名称	直前第2年度分決算		直前第1年度分決算		年間平均実績高 (1)+(2)
	年 月 日から 年 月 まで(1)	千円	年 月 日から 年 月 まで(2)	千円	
平均生産額 又は販売額					2
区分	直前決算時	剰余(欠損) 金処分	計	決算後 増減額	合計
資本金					
積立金 (準/備金)					
自己資本金					
時期繰越利益 (欠損金)					
計					
職員数	技術関係職員	事務関係職員	その他(単純 労務等)職員	計	
	人	人	人	人	
経営比率	流動資産( )千円				
	流動負債( )千円				
(小数点以下切捨て)					
営業年数	創業	現組織への変更	営業年数		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

第 4 号様式

## 潜水調査等実績調書

発注者	元請け又は 下請けの別	件 名	業務履行場所	請負代金 の額	着手年月日	履行 (予 定) 年月

第 5 号様式

## 潜水技術者等経歴書

ふりがな 氏 名						
生年月日						
本 籍						
現 住 所						
最終学歴						
資格免許	種 類	番 号	取得年月日	備 考		
職 歴						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
従 事 期 間	潜 水 調 査 等 名	発注機関名				
賞 罰						

(注) 資格免許欄に記載した資格について、免許証の写しを添付すること。

上記の通り相違ありません。

平成 年 月 日 氏 名

印

第 6 号様式

潜水器具・装置の設備状況

品 名	仕 数	様 数	量

第 7 号様式

平成 年 月 日

青森県知事 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書記載事項変更 (休・廃業) 届

青森県の潜水業者資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について、下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休止・廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
廃止年月日 年 月 日

青森県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年四月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	五所川原岩木線	弘前市大字高杉字神原一九三から 弘前市大字高杉字神原二八四の四まで	後 前 二八・四二メートルから 二八・二六メートルまで	三二〇・〇〇メートル 三二〇・〇〇メートル	
2	県道	石川百田線	弘前市大字撫牛子二丁目二の五から 弘前市大字撫牛子二丁目一の〇まで	後 前 一三・九四メートルから 一三・〇九メートルまで	六二一・五〇メートル 六二一・五〇メートル	
3	県道	久渡寺新寺町線	弘前市大字樹木三丁目五の一から 弘前市大字樹木二丁目無番まで	後 前 九・七三メートルから 九・七二メートルまで	六三八・〇〇メートル 六三八・〇〇メートル	
4	県道	弘前田舎館黒石線	平川市日沼塚越無番から 南津軽郡田舎館村大字大袋字樋田無番まで	後 前 一〇・七二メートルから 一〇・四四メートルまで	一三〇・二二メートル 一三〇・二二メートル	
5	県道	畑中竹鼻線	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃無番から 南津軽郡田舎館村大字東光寺字村岡五二の一まで	後 前 二一・〇〇メートルから 二一・〇〇メートルまで	一、〇九五・〇〇メートル 一、〇九五・〇〇メートル	
6	県道	黒石藤崎線	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野三三の二から 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野五六の二四まで	後 前 一四・九〇メートルから 一四・〇〇メートルまで	一四八・〇〇メートル 一四八・〇〇メートル	
7	県道	浪岡北中野黒石線	黒石市大字赤坂字野崎一四の三から 黒石市大字赤坂字野崎四一まで	後 前 一四・八六メートルから 一四・三五メートルまで	二〇〇・〇〇メートル 二〇〇・〇〇メートル	



12		11		10		9				8			
県		国		国		県				県			
道		道		道		道				道			
八戸野辺地線		三九四号		三三三九号		弘前柏線				尾上日沼線			
上北郡東北町旭南一丁目一四七の一から 上北郡東北町旭南一丁目三九三の一まで		上北郡七戸町字榎林家ノ前三六の一から 上北郡七戸町字榎林家ノ前四六の一まで		五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三八から 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三六の五まで		弘前市大字三和字古井三の一から 弘前市大字三和字古井五まで		弘前市大字三和字川合一五五の一から 弘前市大字三和字川合一八八の五まで		弘前市大字種市字高木一四六の一から 弘前市大字三和字川合五〇の一まで		平川市猿賀下野一八六の六から 平川市八幡崎高原四四の一まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
二五・八〇メートルから	一一・一〇メートルから	一六・五〇メートルから	六六・五〇メートルから	一〇九・三〇メートルから	一〇九・四〇メートルから	二四・五〇メートルから	一〇五・五〇メートルから	四五・三〇メートルから	二五・三〇メートルから	一八・六〇メートルから	三三・八〇メートルから	一八・五〇メートルから	一九・三三メートルから
三六〇・二〇メートル	三六〇・二〇メートル	三七〇・〇〇メートル	三七〇・〇〇メートル	一三四・〇〇メートル	一三四・〇〇メートル	一四六・九〇メートル	一一五・〇〇メートル	四二一・五〇メートル	四二一・五〇メートル	四四〇・〇〇メートル	七五七・五〇メートル	七五七・五〇メートル	三七七・四二メートル

14	県道	立崎洞内線	十和田市大字洞内字杉ノ沢三一の一から 十和田市大字洞内字杉ノ沢五〇の一まで	後	一五・八〇メートルから 一〇九・三〇メートル
13	県道	三沢七戸線	三沢市本町二丁目六二の九から 三沢市春日台一丁目一一四の一まで	前	二五・〇〇メートルから 一九一・二〇メートル

青森県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年四月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

黒石藤崎線	黒石藤崎線	二から一四まで	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野三三の	"	の供用開始
畑中竹鼻線	畑中竹鼻線	で	南津軽郡田舎館村大字東光寺字村岡五二の一から	"	の供用開始
弘前田舎館黒石線	弘前田舎館黒石線	平川市日沼塚越無番から	南津軽郡田舎館村大字大袋字樋田無番まで	"	の供用開始
久渡寺新寺町線	久渡寺新寺町線	弘前市大字樹木二丁目無番まで	弘前市大字樹木三丁目五の一から	"	の供用開始
石川百田線	石川百田線	弘前市大字撫牛子二丁目一一の一〇まで	弘前市大字撫牛子二丁目二の五から	"	の供用開始
五所川原岩木線	五所川原岩木線	弘前市大字高杉字神原二八四の四まで	弘前市大字高杉字神原一九三から	平成一九・三・三	の供用開始

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規

浪岡北中野黒石線	黒石市大字赤坂字野崎一四の三から	後	一九一・二〇メートル
尾上日沼線	平川市八幡崎高原四四の一まで	前	一一〇・二〇メートル
弘前環状線	南津軽郡田舎館村大字大根子字松森四九七から	後	一八九・〇〇メートル
常盤新山線	南津軽郡田舎館村大字大根子字村立五八の一から	前	一一〇・二〇メートル
国道三九四号	上北郡七戸町字榎林家ノ前三六の一から	後	一九一・二〇メートル
八戸野辺地線	上北郡東北町旭南二丁目一四七の一から	前	一一〇・二〇メートル
三沢七戸線	三沢市春日台一丁目一一四の一まで	後	一八九・〇〇メートル
立崎洞内線	十和田市大字洞内字杉ノ沢五〇の一から	前	一一〇・二〇メートル
百石下田線	上北郡おいらせ町下屋敷一九〇の三から	後	一九一・二〇メートル

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ弘前堅田店  
弘前市大字宮川一丁目二の一三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社横浜フアーマシー  
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四  
代表取締役 松山稔
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社横浜フアーマシー  
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四  
代表取締役 松山稔
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年十月二十七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、〇一二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
四三台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
3 荷さばき施設の位置及び面積  
一〇二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）  
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
二八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時五十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前八時から午後六時まで

八 届出年月日  
平成十九年二月二十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間  
平成十九年三月二十二日から同年七月二十二日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限  
平成十九年七月二十二日

2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店  
五所川原市字幾世森一七一の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 株式会社佐藤長  
代表取締役 佐藤浩三  
弘前市大字松森町九三
  - 2 株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五  
代表取締役 西郷辰弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 株式会社佐藤長  
代表取締役 佐藤浩三  
弘前市大字松森町九三
  - 2 株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五  
代表取締役 西郷辰弘
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年十一月二日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、四八七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
一、二五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

## 駐輪場の位置及び収容台数

二三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

## 荷さばき施設の位置及び面積

一九二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

## 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

## 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## (一) 株式会社佐藤長

開店時刻 午前九時（ただし、年間十日間午前七時）

閉店時刻 午後九時

## (二) 株式会社薬王堂

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（ただし、年間十日間午前六時三十分）から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

## 八 届出年月日

平成十九年三月一日

## 九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十九年三月二十二日から同年七月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

## 十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、二〇〇平方メートル	一、五二五平方メートル	平成一九・〇・二四
大規模 駐車場の位置	一四一台	一二三台(位置は、)	

小売り店舗の施設の配置に関する事項	及び収容台数	届出書添付図面のと おり)
駐輪場の位置及び収容台数	三三台	四七台(位置は、届出書添付図面のとお り)

四 届出年月日

平成十九年二月二十三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年三月二十二日から同年七月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、目屋土地改良区の定款の変更を平成十九年三月十三日認可したので、同条第三項の規定に

より公告する。

平成十九年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

青森県公安委員会規則第二号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表一般国道七号線の項中

「  
 青森県弘前市大字高田五丁目七番地五号まで  
 青森県弘前市大字豊田二丁目三番地から  
 及び  
 青森県青森市大字若渡字熊沢二五〇番地一三九から  
 青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地二まで  
 を削り、「青森県青森市大字三内字沢部三〇七番地一一二まで」を「青森県青森市大字矢田前字弥生田五番地五まで」に改め、同表一般国道第四十五号の項中

「  
 青森県上北郡おいらせ町菜飯四五番地一まで  
 青森県八戸市大字石堂字中河原一一番地二三から  
 を  
 青森県上北郡おいらせ町向山六三番地六九まで  
 青森県三戸郡階上町大字道仏字大古里 岩手県境から

に

「  
 青森県十和田市大字三本木字野崎四〇番地四五まで

を

「  
 青森県十和田市大字三本木字野崎四〇番地四五まで  
 青森県八戸市大字妙字大開三番地五九から  
 青森県八戸市大字十日市字上谷地四番地一まで  
 一般国道百一号线  
 青森県青森市浪岡大字徳才子字山本一〇五番地三から  
 青森県五所川原市大字福山字広富四五番地四まで

に改め、同表一般国道百一号线の項中

「  
 青森県十和田市稲生町二四番地三二まで

を

「  
 青森県十和田市稲生町二四番地三二まで  
 青森県弘前市大字高田三丁目一番地一から  
 青森県黒石市大字浅瀬石字村上二〇六番地一まで  
 に改め、同表一般国道百四号線の項中「青森県八戸市大字長苗代一丁目一五九番一から」を「青森県八戸市大字長苗代二丁目二六九号から」に改め、同表一般国道二七九号線の項中

「  
 青森県むつ市金曲一丁目八番六四号まで

を

「  
 青森県むつ市金曲一丁目八番六四号まで  
 青森県上北郡野辺地町字向田三〇三番地一から  
 青森県上北郡東北町字湯田平一一二番地三まで  
 に改め、同表県道八戸野辺地線の項中「青森県三沢市大町三丁目一〇番二五号から」を「青森県上北郡おいらせ町高田五七番地一から」に、「青森県三沢市大町二丁目三

番一号まで」を「青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇番地一八七まで」に改め、同表県道青森停車場線の項中「青森県青森市本町一丁目二番三一号まで」を「青森県青森市大字荒川字藤戸一三四番地一〇」に改める。

別記様式第四十三号中

1 株式会社    2 有限会社    3 財団法人    4 社団法人  
5 その他 ( )

を

1 株式会社    2 財団法人    3 社団法人  
4 その他 ( )

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭